

宮崎学園短期大学体育館管理規則

1 一般的注意事項

- 1) 館内外は、常に整頓され、清潔に保たれなければならない。
- 2) 体育館附属施設及び器具類は、いつも活用できるように破損しないよう留意し、特にフロアは、大切にすること。
- 3) 使用者は、秩序を保ち、積極的に管理に協力しなければならない。
- 4) 互いにスポーツ精神に基づいて行動し、他人に迷惑をかけないようにすること。
- 5) 管理者の指示には必ず従わなければならない。

2 使用上の具体的注意事項

- 1) 館内で使用する靴は体育館用シューズとする。
- 2) 館の出入は正面入口とする。
- 3) ステージ、管理室、放送室、器具室、半地下室への無断立ち入りや、機械、器具等の無断使用をしてはならない。
- 4) 使用の前後には整理、整頓、清掃を確実に行うこと。
- 5) 施設器具の取扱いは丁寧に行い、勝手に器具を移動してはならない。もし、破損した場合、その原因によっては弁償しなければならない。
- 6) 管理者の許可なくみだりに館内に出入してはならない。
- 7) 体育館の使用は正課体育、音楽関係実技、サークル活動、学生集会、その他学内関係行事に限る。

3 管理に関する事項

- 1) 体育館の管理者は事務局長とする。
- 2) 使用責任者は、借用願を使用する7日前までに管理者に提出し、許可を受けなければならない。

4 サークル活動

- 1) 正課授業終了後から使用することができる。
使用時間
(月～金) 16:20～20:00
(土) 12:30～20:00
(日・祝日) 9:00～20:00
- 2) 常時使用する場合は、許可された練習日程割当により実施しなければならない。
- 3) 休日使用の場合は7日前までに顧問を通じて所定の願いを出し、使用の許可を受けなければならない。
- 4) 管理規則に違反する行為があったサークルについては、一定期間使用を停止することがある。
- 5) サークル活動の使用時間内であっても、授業及び学校行事等が優先される。

5 学外者への貸与

- 1) 本学の教育活動に支障のない範囲において学外者の使用を許可することがある。この場合、責任者は借用願を事務局長に提出し、許可を得なければならない。
- 2) 使用料は別に定める。